

宮崎市消防局自動体外式除細動器（AED）貸出要領

（目的）

第1条 この要領は、宮崎市消防局（以下「消防局」という。）の管轄内で行われる行事等において、突然の心肺停止状態に陥った際の救命活動に備えるため、消防局が所有する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸出用AEDの配備）

第2条 貸出用AEDは、消防局の北消防署、南消防署にそれぞれ配備する。

（貸出対象）

第3条 AEDは、次のいずれかに該当する場合に貸出しを行うものとする。ただし、いずれの場合においても医療従事者、救命講習修了者又はAEDを適切に取扱うことができる者を会場に配置しなければならない。

- （1）宮崎県又は市町村が主催、共催、後援する行事
- （2）市民活動団体、健全な青少年の育成を目的とする団体、その他これらに類する団体が主催する営利を目的としない行事
- （3）その他消防署長が認めた団体又は個人の活動

（貸出しの手続き）

第4条 AED貸出しに伴う手続きは、次のとおりとする。

- （1）AEDの貸出しを受けようとする者（以下「借用者」という。）は、「AED借用申請書（様式第1号）」を消防署長へ提出する。
- （2）消防署長は、前号「AED借用申請書」の内容を審査（本人確認含む。）し、適当と認められる場合は「AED借用許可証（様式第2号）」を借用者へ交付する。

（貸出期間）

第5条 AEDの貸出期間は、原則として、行事等が開催される期間（貸出しから7日以内）とし、行事等が終了した後は速やかに貸出場所へ返却する。

（経費負担）

第6条 AEDの貸出しに要する経費は無料とする。また、AEDを救命活動に使用した際における電極パッド、その他消耗品に係る経費は、消防局がこれを負担する。

（貸出記録の管理）

第7条 消防署長は、AEDの貸出し及び返却について、「AED貸出簿」（様式第3号）により適正に管理する。

(使用報告)

第8条 借用者がAEDを救命活動に使用した場合には、「AED使用報告書」(様式第4号)を消防署長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第9条 借用者は故意又は過失によりAEDを紛失し、又は破損等させた場合には、現品、又は借用者の負担により補償を行うこと。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、AEDの貸出しに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年3月1日から実施する。